

第20回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年9月29日（火曜日）午後1時
（受付開始 午後12時30分）

場 所

東京都中央区京橋二丁目1番3号
京橋トラストタワー4F
トラストシティ
カンファレンス・京橋

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。



証券コード：3135

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権
を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2026年9月28日（月曜日）
午後5時

（議決権行使方法については、後述の5～6頁を
ご確認ください）



Provided by TAKARA Printing



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3135/>

株主の皆様へ

企業理念

WinWinの関係が築ける商売を展開し
商売を心から楽しむ主体者集団で在り続ける

長期ビジョン

持続可能な社会を実現する**最適化商社**

代表取締役社長

小林 泰士



株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼感謝申し上げます。

連結売上高は5期連続増収で 過去最高を更新

弊社は当期（2026年6月期）で2006年の創業から20期目を迎え、2015年6月の東証マザーズ上場以降11年間で売上高は40億円から当期には260億円を超え、着実な成長を続けております。売上高300億円の達成を通過点とし、中長期的な目標である売上高500億円、さらには1,000億円の達成に向けて事業基盤の強化を推し進めてまいります。

リユース事業は引き続き好調、 モバイル事業は転換期に

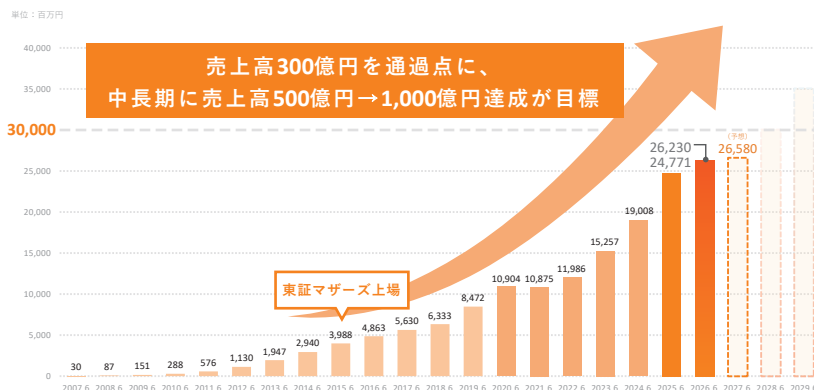
当期におきましては、コア事業であるネット型リユース事業が個人向け商材を中心に順調に伸長したものの、モバイル通信事業の不振が影響し、連結売上高262億30百万円、営業利益72百万円となりました。当期の業績結果を踏まえ、来期はモバイル事業の収益構造転換およびリユース事業のさらなる生産性向上を着実に推進してまいります。

今後の業容拡大と中長期的な企業価値向上に向けて

来期（2027年6月期）の業績予想につきましては、リユース事業において都心店の開設やtoGビジネスの本格化等、一層の業容拡大を図るとともに、モバイル事業においてはストック型ビジネスへの転換を図るなど、売上高265億80百万円、営業利益3億50百万円、経常利益3億円、親会社株主に帰属する当期純利益1億74百万円を見込んでおります。着実な利益成長を図り、中長期的な企業価値向上と株主還元の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

創業以降の売上高の成長推移



証券コード 3135
2026年9月14日
(電子提供措置の開始日 2026年9月7日)

株 主 各 位

東京都墨田区亀沢三丁目3番14号
株式会社マーケットエンタープライズ
代表取締役社長 小林 泰士

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第20回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

■当社ウェブサイト

<https://www.marketenterprise.co.jp/ir/>

メニューより「株式・社債情報」タブをご選択いただき、ご確認ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

■東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「銘柄名（会社名）」に「マーケットエンタープライズ」又は「コード」に当社証券コード

「3135」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面のいずれかの方法により議決権
を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご
検討のうえ、2026年9月28日（月曜日）午後5時までにご行使くださいますよう、よろしくお
願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2026年9月29日（火曜日）午後1時（受付開始 午後12時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー4F
トラストシティ カンファレンス・京橋 |

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第20期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第 1 号 議 案 取締役 5 名選任の件

第 2 号 議 案 監査役 2 名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - 本株主総会ご出席者様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。
 - 当日の様子は、インターネットによりライブ配信いたします。詳しくは「第20回定時株主総会 ライブ配信のご案内」（7頁）をご参照ください。

事業説明会開催のご案内

定時株主総会終了後、同会場にて当社の事業についてのご理解を深めていただくことを目的とした事業説明会を開催いたします（1時間程度を予定）。

事業説明会には役員および事業責任者が登壇予定です。

ご多用とは存じますが、ご出席いただけますようご案内申し上げます。

なお、事業説明会においてはお食事等のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。

また、事業説明会の様子は、定時株主総会に続き、インターネットによりライブ配信いたします。ライブ配信のご視聴方法につきましては「第20回定時株主総会 ライブ配信のご案内」（7頁）をご参照ください。

事業説明会でのご質問事前受付のご案内

インターネットを通じて株主の皆さまから当社事業に関するご質問をお受けいたします。株主の皆さまのご関心の高い事項につきましては、事業説明会で取り上げさせていただく予定です。

■受付方法

以下のメールアドレスへ質問事項をご記入のうえ、送信をお願いいたします。

ir@marketenterprise.co.jp

■事前質問受付締切 2026年9月18日（金）午後6時

※受付期間終了後に送られたご質問にはお答えできかねます。

※進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限

2026年9月28日(月曜日)
午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



次ページに記載されております「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、画面のご案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2026年9月28日(月曜日)
午後5時まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年9月29日(火曜日)
午後1時 (受付開始：午後12時30分)

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

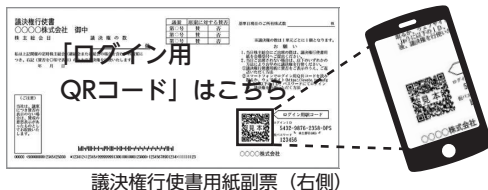
(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

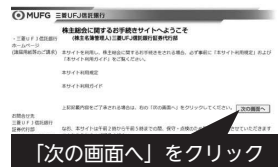


お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

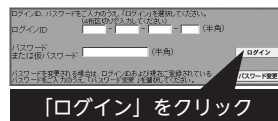
1 議決権行使ウェブサイトアクセスする



2 以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



2 お手元の議決権行使書紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

第20回定時株主総会ライブ配信のご案内

第20回定時株主総会の模様を「YouTube Live」でライブ配信いたします。なお、ライブ配信によって当株主総会の模様を視聴のみすることができ、ご質問等を発言することはできません。あらかじめご了承の程、よろしくお願い申し上げます。

ライブ配信の詳細につきましては、準備が整い次第、当社ウェブサイトIR情報ページ(<https://www.marketenterprise.co.jp/ir/>)よりご案内いたしますので、ライブ配信のご視聴を希望される方は、適宜、当社ウェブサイトIR情報ページより情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

【ご注意事項】

- ・可能な範囲において、ご出席株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまう場合がございます。ご出席いただける場合はあらかじめご了承をお願い申し上げます。
- ・「YouTube Live」はGoogle LLCが提供するインターネットを利用したライブ動画の配信サービス（ビデオストリーミングサービス）です。特別な設備を用意することなく、無料で生放送を視聴することが可能ですが、通信費等がかかる場合がございます。
- ・当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
- ・万一、何らかの事情により配信を行わない場合や変更がある場合は、当社ウェブサイトIR情報ページ(<https://www.marketenterprise.co.jp/ir/>)にてお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 取締役 5 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員の任期が満了となりますので、取締役 5 名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	こばやし やすし 小 林 泰 士 (1981年 3 月 2 日生)	2004年11月 当社創業 2006年 7 月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2016年 7 月 (株)ME モバイル 取締役 2020年 4 月 (株)ME トレーディング 代表取締役社長 2020年 4 月 (株)UMM 代表取締役社長（現任） 2021年 9 月 (株)ME トレーディング 取締役（現任）	539,600株
	(取締役候補者とした理由) 2004年の当社創業以来、最高経営責任者として当社代表取締役を務め、また当社グループ企業の代表取締役を務めるなど、当社グループの経営全般に対して豊富な知見を有しており、それらを今後の当社グループ経営に活かしていただくべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
2	かも ともゆき 加 茂 知 之 (1981年 9 月 22 日生)	2004年 4 月 (株)さなる 入社 2004年11月 当社創業 2006年 7 月 当社設立 取締役 2013年 7 月 当社 専務取締役（現任） 2016年 7 月 (株)ME モバイル 取締役 2021年 9 月 (株)ME モバイル 代表取締役社長（現任）	525,000株
	(取締役候補者とした理由) 2004年の当社創業以来、最高執行責任者として当社取締役を務め、また当社グループ企業の代表取締役を務めるなど、当社グループの経営・事業運営に対して豊富な知見を有しており、それらを今後の当社グループ経営に活かしていただくべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
3	いまむら けんいち 今 村 健 一 (1978年2月1日生)	2001年8月 (株)リンクアンドモチベーション 入社 2009年10月 (株)ニトリ 入社 2012年12月 当社 入社 2014年1月 当社 執行役員管理本部長 2014年7月 当社 取締役管理本部長 2016年7月 (株)MEモバイル 取締役 (現任) 2020年4月 (株)MEトレーディング 取締役 2020年4月 (株)UMM 取締役 (現任) 2022年12月 MARKETENTERPRISE VIETNAM CO., LTD. General Director (現任) 2023年7月 当社 常務取締役 (現任)	30,000株
	(取締役候補者とした理由) 2012年の当社入社以来、管理部門の責任者を経て、最高財務責任者兼管理部門担当取締役を務めるなど、当社グループの経営管理全般に関して豊富な知見を有しており、それらを今後の当社グループの経営及び内部統制体制の更なる強化に活かしていただくべく、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
4	てらだ こうへい 寺 田 航 平 (1970年10月25日生)	1993年4月 三菱商事(株) 入社 1999年10月 寺田倉庫(株) 入社 1999年11月 同社 取締役 2000年6月 (株)ビットアイル設立 代表取締役社長 2014年5月 (株)セタ・インターナショナル (現：(株)コウエル) 取締役会長 2014年7月 当社 取締役 (現任) 2018年6月 寺田倉庫(株) 取締役社長ＣＯＯ 2019年6月 同社 代表取締役社長 (現任) 2020年6月 (株)コウエル 代表取締役会長 (現任) 2020年6月 (株)堀木エリ子アンドアソシエイツ 社外取締役 (現任) 2023年4月 (公社)経済同友会 副代表幹事 (現任) 2023年11月 GO(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2026年2月 (一財)アジア・カルチュラル・カウンシル日本財団 代表理事 (現任)	10,000株
(社外取締役候補者に関する特記事項) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は現在も当社の社外取締役であります。当該在任期間は本総会終結の時をもって、12年2カ月であります。 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 同氏は、元・東証一部上場企業の創業者かつ当該企業の代表取締役として、また、複数の企業における社外取締役として培われた企業経営に関する豊富な知見を有されております。当該知見を基に、当社グループの業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されており、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
5	はらだ のりこ 原 田 典 子 (1974年4月2日生)	1998年4月 SAPジャパン(株) 入社 2000年12月 AOSテクノロジーズ(株) 入社 2002年4月 AOS Technologies America, Inc. 転籍 2011年11月 AOSテクノロジーズ(株) 転籍 2015年3月 AI CROSS(株)設立 代表取締役 (現任) 2021年8月 AIX Tech Ventures(株) 取締役 (現任) 2022年12月 (株)アスコット 社外取締役 2024年9月 当社 取締役 (現任) 2025年9月 (株)インタージホールディングス 社外取締役 (現任) 2025年10月 (株)ロウプ 取締役 (現任)	—
(社外取締役候補者に関する特記事項) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は現在も当社の社外取締役であります、当該在任期間は本総会終結の時をもって、2年であります。 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 同氏は、現・東証グロース市場に上場する企業の代表取締役として、また、他企業の社外取締役として培われた企業経営に関する豊富な知見を有されております。当該知見を基に、当社グループの業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されており、また、同氏が有するIT業界に関する豊富な知見や海外企業赴任経験を当社の経営に活かしていただくべく、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺田航平氏及び原田典子氏は現在において当社の社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 寺田航平氏及び原田典子氏は現在において当社の社外取締役であり、当社と両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員であり、会社訴訟や株主代表訴訟等によって被保険者が負担することとなった損害賠償金等が補填されることとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリクス）

取締役候補者の専門性と経験、及び本議案が原案どおり承認可決された場合に当社が取締役として期待する分野は以下のとおりであります。

氏 名	企業経営	業界知見	マーケティング	テクノロジー	財務・会計	リスクマネジメント	人材育成
小林 泰士	●	●	●				●
加茂 知之	●	●		●			●
今村 健一					●	●	●
寺田 航平	●		●	●			
原田 典子	●		●	●			

(注) 上記の内容は、取締役候補者の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の4名の監査役の内、3名の任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。なお、監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	やまざき まさき 山 崎 眞 樹 (1948年3月3日生)	1971年4月 三菱重工業(株) 入社 1998年6月 同社相模原製作所 総務部長 2006年6月 (株)リョーイン 執行役員総務部長 2009年5月 三菱農機(株) (現：三菱マヒンドラ農機(株)) 入社 2009年6月 同社 常勤監査役 2012年4月 同社 顧問 2013年6月 当社 常勤監査役 (現任) 2016年7月 (株)MEモバイル 監査役 (現任) 2018年6月 (株)菱友システムズ 取締役 (監査等委員) 2020年4月 (株)MEトレーディング 監査役 (現任) 2020年4月 (株)UMM 監査役 (現任)	2,000株
(社外監査役候補者に関する特記事項) 同氏は、社外(常勤)監査役候補者であります。なお、同氏は現在も当社の社外監査役であります が、当該在任期間は本総会終結の時をもって、13年3カ月であります。 (社外(常勤)監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 同氏は、大手企業の常勤監査役として培われた企業統治に関する豊富な知見を有されております。 当該知見を基に、当社グループの経営管理体制全般に対して、業務執行の妥当性・適正性を確保する ための役割が期待されており、引き続き社外(常勤)監査役としての選任をお願いするものでありま す。			

候補者 番号	氏 名	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
2	おおい てつや 大 井 哲 也 (1972年1月5日生)	1999年10月 ソフトバンク・ファイナンス(株) 入社 2000年4月 最高裁判所司法研修所 入所 2001年10月 東京弁護士会登録 TMI 総合法律事務所 入所 2011年1月 同所 パートナー (現任) 2013年11月 (株)ジェイアイエヌ (現：(株)ジンズホールディングス) 監査役 2014年7月 当社 監査役 (現任) 2016年9月 テックファームホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2019年12月 TMI プライバシー&セキュリティコンサルティング(株)設立 代表取締役社長 (現任) 2021年7月 (株)イメージ・マジック 監査役 2022年7月 同社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2024年11月 (株)ジンズホールディングス 社外取締役 (監査等委員) (現任)	—
(社外監査役候補者に関する特記事項) 同氏は、社外（非常勤）監査役候補者であります。なお、同氏は現在も当社の社外監査役であります。当該在任期間は本総会終結の時をもって、12年2カ月であります。 (社外（非常勤）監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 同氏は、弁護士として、また、複数の企業における社外役員として培われた企業統治・企業法務に関する豊富な知見を有されております。当該知見を基に、当社グループの経営管理体制全般に対して、業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されており、引き続き社外（非常勤）監査役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山崎眞樹氏及び大井哲也氏は現在において当社の社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各監査役候補者の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 山崎眞樹氏及び大井哲也氏は現在において当社の社外監査役であり、当社と各監査役候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。各監査役候補者の再任が承認された場合、当社は各監査役候補者との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員であり、会社訴訟や株主代表訴訟等によって被保険者が負担することとなった損害賠償金等が補填されることとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

①当連結会計年度の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、高水準の賃上げによる良好な所得環境に支えられた個人消費が、年明け以降、物価上昇の影響から一時的に伸び悩む局面もみられたものの、総じて底堅く推移いたしました。また、人手不足を補うための省力化やデジタル関連投資といった企業の設備投資も増加し、内需が緩やかな景気回復を牽引しました。一方で、日中関係の緊張によるインバウンド需要への一部下押し懸念に加え、イラン情勢を中心とした中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰が新たな物価上昇圧力として顕在化いたしました。これらを受けて日本銀行が金融政策の正常化を進めるなど、今後の景気先行きについては下振れ要因も存在しており、引き続き諸般の経済影響を注視していく必要があると認識しております。

このような状況下、個人消費につきましては、物価上昇が継続していることを背景に、節約・低価格志向が根強くなりながらも、個人の価値観や嗜好性に応じたメリハリのある消費スタイルが浸透しております。特に当社が属するリユース業界においては、生活防衛意識の高まりに加え、SDGs推進に伴う3R（リデュース・リユース・リサイクル）意識の向上による二次・三次の流通品量増加を受け市場は堅調に拡大を続けており、インターネットを介した消費行動においてその傾向はより顕著となっております。

そのような社会環境下、当社グループは「持続可能な社会を実現する最適化商社」をビジョンに掲げ、多様化する消費行動や様々な消費スタイルに対し、個々人そして一部の商品・サービスにおいては事業者や法人にまでその枠を広げ、インターネットを通じて最適な消費の選択肢を提供するべく事業を推進しております。その実現に向け、当連結会計年度に行った各事業（報告セグメント）における主な取組の内容は、次のとおりであります。

報告セグメント	取組の内容
ネット型リユース事業	(個人向けリユース分野) ・個人向け商材 - 出張買取におけるコンサルティング営業（クロスバイ）の強化 - 生産性向上を目的とした各種DX施策（買取業務の一部省人化、業務へのAI導入による業務効率向上）の一層の推進 - 他社との業務提携強化による仕入・販売ルートの多様化 ・中古農機具 - 地政学リスクと国内需要に鑑みた国内EC販売強化 - 山陽エリアでの農機具展示会の実施 - ショート動画を活用した集客強化 ・中古自動車 - 査定ノウハウの水平展開による買取対応要員の拡大 ・主要運営メディア：「高く売れるドットコムMAGAZINE」「中古農機市場UMM」「カーウルトラ」 (おいくら分野) ・査定依頼フォームのユーザビリティ改善等、リユースプラットフォームとしてのブラッシュアップ ・官民一体でのSDGsの実現（不要品の二次流通促進による廃棄物の削減および環境負荷軽減）に向けた地方自治体との連携およびその強化 ・新規加盟店獲得のほかtoGビジネス獲得に向けた営業活動の実施 ・主要運営メディア：「おいくらMAGAZINE」

報告セグメント	取組の内容
モバイル通信事業	・主にネット広告を通じた、ニーズにマッチしたシンプルでわかりやすい料金プランの訴求による新規回線契約獲得 ・ユーザーの利用シーンと親和性が高いオプションプランの追加によるオプション付帯率の向上（回線あたり単価の向上） ・既存回線契約者に対するプラン変更（4G→5G・5GNSA→5GSA等へのアップグレード）訴求によるユーザーの回線契約期間の長期化と解約抑止 ・解約時における新たな収益機会の創出（解約理由に応じた新プラン案内等） ・広告宣伝効率（CPA）の改善と併行したストック型収入を中心とするビジネスモデルへの移行 ・主要運営メディア：「SIMCHANGE」「カシワン」

これらの取組の結果、売上高は26,230,401千円（前期比5.9%増）となった一方、利益面では後述するモバイル通信事業の粗利率悪化により、営業利益は72,564千円（前期比88.4%減）、経常利益は35,035千円（前期比94.9%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は76,471千円（前期は484,710千円の利益）となりました。

②セグメント別の概況

・ネット型リユース事業

当セグメントでは、販売店舗を有せずインターネットに特化したリユース品の買取及び販売に関するサービスを展開しており、当社グループの基幹事業であります。

買取においては「高く売れるドットコム」を総合買取サイトの基軸とし、商品カテゴリー別に分類された複数の買取サイトを自社で運営しております。販売において「Yahoo!オークション」をはじめ、「楽天市場」「メルカリ」など複数サイトへ同時出品し、インターネットを通じて商品を販売しております。主に「大型」「高額」「大量」といった、CtoC（個人間取引）では梱包や発送が難しい商品を取扱い、CtoBtoCというプロセスで当社が取引に介入することで、品質担保をはじめ、リユース品の売買に対して顧客に安心感を提供しております。近年ではこれらで培ったナレッジ・ノウハウを元に中古農機具や中古自動車の取扱いを開始し、農機具の一部については海外販売を展開するなど、既存事業とのシナジーを活かして商材の多様化に努めております。また、リユースプラットフォーム「おいくら」（全国のリユースショップが加盟し、売り手である一般消費者と買い手であるリユースショップをマッチングするインターネットプラットフォーム）の基盤拡充に向けた施策を行っております。

当連結会計年度の各分野における状況は、以下のとおりであります。

（個人向けリユース分野）

個人向け商材については、在庫状態の良化に努めた一方、物価高に伴う販売単価の上昇等の恩恵もあり、売上総利益ベースで増収増益となりました。

中古自動車については、期末にかけ発生したホルムズ海峡封鎖により輸出向け在庫の物流が停滞し低価格帯車両の売買が低調に推移したことから減収となったものの、当連結会計年度において回転率よりも利益率に重点を置いたオペレーション改善を進めた結果、売上総利益ベースではほぼ前期並みの利益を確保することができました。

中古農機具については、内外比率のリバランスや仕入基準の厳格化といった商流の見直しを行った結果利益率が改善したものの、売上総利益ベースで減収減益となりました。

（おいくら分野）

「おいくら」については、二次流通を促進するためユーザビリティ改善等リユースプラッ

トフォームとしてのブラッシュアップや、官民協働でのSDGsの実現（不要品の二次流通促進による廃棄物の削減及び環境負荷軽減）に向けた地方自治体との連携およびその強化を推進し、その連携数は当連結会計年度末日現在で336自治体（前期末比73自治体の増加）となり、人口カバー率（日本の総人口に占める連携自治体の人口合計）は49.7%と、総人口の5割カバーまであと一歩となりました。こうした買取依頼件数増加のための取組みや自社オウンドメディアを活用した加盟店獲得策を取ったことから、加盟店数および売上高は順調に推移しました。

これらの結果、売上高は13,183,368千円（前期比3.6%増）、セグメント利益は1,353,073千円（前期比29.4%増）となりました。

・モバイル通信事業

当セグメントでは、連結子会社の株式会社MEモバイルが、通信費の削減に資する低価格かつシンプルで分かりやすい通信サービスを展開しており、主力サービスとして、「カシモ（＝”賢いモバイル”の略称）」というブランド名のもと、主にモバイルデータ通信のサービスを提供しております。

当連結会計年度におきましては、引き続き保有回線数拡大のための広告宣伝活動を行いましたが、第1四半期連結会計期間において発生した広告施策の非効率解消に時間を要し新規回線の獲得数が想定を下回って推移する一方、期末にかけては回線契約の大口解約が発生するなど、ショット型収入（新規回線獲得時に一括して計上される収入）の確保に苦戦する状況が続きました。当セグメントにおいては、今後、新規回線獲得による契約回線数の積み上げとARPUの改善により、ストック型収入（ユーザーとの契約期間において月ごとに計上される収入）を中心とした収益の安定化と拡大を図る方針です。

これらの結果、売上高は12,954,048千円（前期比9.0%増）、セグメント損失は360,034千円（前期は858,636千円の利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の合計は26,050千円であり、その主な内訳は、ネット型リユース事業における業務効率化を目的としたソフトウェアの増加22,900千円、業容拡大に伴う、建物付属設備や車両運搬具等の増加1,959千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、金融機関からの借入を行いましたが、当該借入は前期に調達した短期借入金の借換によるものであり、実質的に新たな資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、循環経済への移行に向けた政策的な取組の進展、生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な進化、消費者ニーズや購買行動の変化等により、大きく変化しております。当連結会計年度におきましては、基幹事業であるネット型リユース事業が増収増益となった一方、モバイル通信事業における収益性の低下等により、連結業績は増収減益となりました。

今後、当社グループが持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、市場拡大に加えて政策的な後押しが強まるネット型リユース事業のさらなる成長を図るとともに、モバイル通信事業の収益構造を転換し、安定的な収益基盤を確立することが重要であると認識しております。また、これらの事業成長を支える人材・組織基盤及び経営管理体制の強化にも継続的に取り組んでまいります。

これらを踏まえ、ネット型リユース事業及びモバイル通信事業の持続的な成長拡大を目指すべく、対処すべき課題は以下の4点が挙げられます。

① ネット型リユース事業のさらなる成長

当社グループの持続的な成長及び企業価値向上に向けては、基幹事業であるネット型リユース事業のさらなる成長が重要であると認識しております。

国内のリユース市場は継続的な拡大が続けていることに加え、2026年3月には環境省が「リユース等の促進に関するロードマップ」を策定し、2030年までに国内のリユース市場規模を2024年比32%増となる4兆6千億円へ拡大すること、リユース事業者等と協働する自治体数を約600自治体へ倍増させること、生活者におけるリユース実施率を50%まで引き上げること等の具体的な目標が設定されました。リユースの促進に向けた政策的な方向性

は、より一層明確になっているものと認識しております。

当社グループにおきましては、こうした事業環境を成長機会として捉え、これまで培ってきたデジタルマーケティング力、全国規模の買取・販売網、豊富な取引データ等の強みを生かしながら、AIのさらなる活用による生産性及びサービス品質の向上に取り組んでまいります。また、高価格帯商品の買取強化に向けた都市部への買取専門店の展開など、新たな買取チャネルへの積極的な投資を進めることで、買取機会及び取扱物量の拡大を図ってまいります。

加えて、リユースプラットフォーム「おいくら」においては、地方自治体との連携をさらに推進するとともに、当社グループが有するリユース品の買取・再販ノウハウと、「おいくら」が構築してきた自治体との連携基盤を組み合わせることで、使用済みGIGAスクール端末等の取扱いを加速してまいります。既に「おいくら」は当連結会計年度末時点で336自治体と連携しており、自治体との接点は当社グループの強みの一つとなっております。また、使用済みGIGAスクール端末についても、自治体からの買取が決定するなど具体的な取組を開始しております。今後も、官民連携とグループ内の事業シナジーを生かした新たなリユース機会の創出を通じて、社会課題の解決と収益基盤の拡充の両立を目指してまいります。

② モバイル通信事業の収益基盤の安定化

モバイル通信事業におきましては、契約回線数の積み上げによるストック型収入と、新規回線獲得時に発生するショット型収入の双方により事業を拡大してまいりました。一方、当連結会計年度においては、新規回線獲得に係る広告効率の悪化に加え、期末にかけて一部大口契約の解約が発生したこと等により、ショット型収入が計画を下回り、契約獲得に要した広告宣伝費等のコストを十分に吸収できず、セグメント損失を計上いたしました。

こうした状況を踏まえ、今後は、新規回線獲得時のショット型収入に依存する事業構造から、保有回線から継続的に得られるストック型収入を主体とした、より安定性と収益性の高い事業構造への転換を進めてまいります。その具体的な施策として、2026年10月より月額基本料金の改定を実施し、既存の保有回線から得られる1回線当たりの月額利用料を引き上げることで、ストック型収入の拡大を進めてまいります。また、料金改定に伴う解約動向を適切に管理しながら、顧客ニーズに応じたサービスの拡充や顧客獲得コストの最適化等を進めることで、新規回線獲得数の変動に左右されにくい、安定的かつ継続的な収益基盤の確立に努めてまいります。

③ 優秀な人材の確保・育成と組織体制の強化

労働人口の減少等を背景として人材獲得競争が続く中、当社グループが持続的な成長を実現するためには、経営戦略と連動した人材戦略のもと、優秀な人材の確保及び育成を進めることが必要不可欠であると認識しております。教育研修体制の充実、適時適切な配置転換や社内コミュニケーションの活性化に加え、AI・デジタル技術をはじめとする事業環境の変化に対応するための人材育成及び能力開発を推進してまいります。また、給与水準の向上や福利厚生の実施等を通じて従業員のエンゲージメント向上に努めるとともに、積極的な採用活動、業容の拡大に応じた適切な権限委譲及び管理監督体制の強化を進め、国籍・性別等を問わず、多様な人材がその能力を最大限発揮できる組織体制の構築に努めてまいります。

④ 経営管理体制の強化

当社グループの事業規模の拡大及び事業モデルの高度化が進む中、経営の公正性・透明性・継続性を確保するため、経営管理体制のさらなる強化が重要であると認識しております。AIをはじめとしたデジタル技術を積極的に活用し、業務生産性の向上及び業績管理の高度化を図る一方、情報セキュリティやAI活用に係るガバナンスを含む適切な管理体制の整備にも取り組んでまいります。また、業績管理手法の精緻化、内部統制及びコンプライアンス体制の強化、事業規模に応じた業務プロセスの整備・改善を継続的に実施することで、より透明性が高く、効率的かつ健全な経営管理体制を構築してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第17期 (2023年6月期)	第18期 (2024年6月期)	第19期 (2025年6月期)	第20期 (当連結会計年度) (2026年6月期)
売 上 高	15,257,617 千円	19,008,339 千円	24,771,890 千円	26,230,401 千円
経 常 利 益	278,540 千円	40,425 千円	684,422 千円	35,035 千円
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	290,400 千円	△476,300 千円	484,710 千円	△76,471 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	54.56 円	△89.35 円	90.75 円	△14.28 円
総 資 産	4,853,851 千円	5,345,043 千円	6,238,459 千円	5,881,489 千円
純 資 産	1,701,900 千円	1,306,086 千円	1,913,684 千円	1,718,867 千円

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当記載事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ME モバイル	20,000千円	65.0%	モバイル通信事業
株式会社ME トレーディング	30,000千円	100.0%	ネット型リユース事業
株式会社UMM	30,000千円	100.0%	ネット型リユース事業
MARKETENTERPRISE VIETNAM CO., LTD.	500,000USドル	100.0%	システム開発

③ その他

該当記載事項はございません。

(7) 主要な事業内容

事 業 名 称	事 業 内 容
ネット型リユース事業	(個人向けリユース分野) 販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売 (おいくら分野) リユースマッチングプラットフォームの運営
モバイル通信事業	通信費の削減に資する低価格かつシンプルで分かりやすいデータ通信サービスの提供

(8) 主要な営業所および工場

①当社

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
錦糸町支社	東京都墨田区
錦糸町・両国オフィス	東京都墨田区
徳島オフィス	徳島県徳島市
札幌リユースセンター	北海道札幌市
仙台リユースセンター	宮城県仙台市
北関東リユースセンター	茨城県結城市
埼玉リユースセンター	埼玉県和光市
千葉リユースセンター	千葉県千葉市
東京リユースセンター	東京都江東区
西東京リユースセンター	東京都府中市
横浜リユースセンター	神奈川県横浜市
名古屋リユースセンター	愛知県名古屋市
大阪リユースセンター（江坂店）	大阪府吹田市
大阪リユースセンター（東住吉店）	大阪府大阪市
神戸リユースセンター	兵庫県神戸市
広島リユースセンター	広島県広島市
鳥取リユースセンター	鳥取県鳥取市
福岡リユースセンター	福岡県福岡市

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社ME モバイル	東京都墨田区
株式会社ME トレーディング	東京都中央区
株式会社UMM	東京都中央区
MARKETENTERPRISE VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

(9) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

事 業 セ グ メ ン ト 区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
ネット型リユース事業	266名	—
モバイル通信事業	22名	—
全 社 （ 共 通 ）	78名	—
合 計	366名	28名減

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。
2. 当期より新しい事業セグメント区分に変更したため、事業セグメント別の前期末比増減は記載しておりません。
3. 全社（共通）は、マーケティング部門、システム開発部門、事業開発部門、管理部門の合計人員数であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	850,000 千円
株式会社三菱UFJ銀行	450,000
株式会社りそな銀行	400,000
株式会社徳島大正銀行	100,000
株式会社みなと銀行	100,000
株式会社京葉銀行	50,000
株式会社千葉銀行	37,502

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当記載事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	18,000,000株
(2) 発行済株式の総数	5,354,900株
(3) 株主数	4,156名
(4) 大株主	

株主名	持株数 株	持株比率 %
株式会社WWG	2,075,000	38.75
小林 泰士	539,600	10.07
加茂 知之	525,000	9.80
株式会社SBI証券	64,257	1.20
株式会社マーケットエンタープライズ従業員持株会	44,500	0.83
今村 健一	30,000	0.56
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	19,900	0.37
楽天証券株式会社	19,300	0.36
八木 俊樹	19,000	0.35
河村 猛	16,200	0.30

(注) 当社は自己株式を495株保有しております。また、持株比率は、当該自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当記載事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等

第6回新株予約権（2017年8月14日開催の取締役会決議）

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき100円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき56,200円
- ③ 新株予約権の行使条件 (注)
- ④ 新株予約権の行使期間 2019年7月1日から2027年8月31日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,200個	普通株式 120,000株	1名

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本第6回新株予約権の割当を受けた者（以下、「本第6回新株予約権者」という。）は、2018年6月期から2022年6月期までのいずれか連続する2事業年度の経常利益の合計額が5億円を超過した場合に、本第6回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
2. 上記1.にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本第6回新株予約権者は残存するすべての本第6回新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c)当社の上場廃止、倒産、その他本第6回新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d)その他、当社が本第6回新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
3. 本第6回新株予約権者が死亡した場合、本第6回新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が本第6回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第6回新株予約権を相続できない。
4. 本第6回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第6回新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本第6回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等
該当記載事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当記載事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
小 林 泰 士	代表取締役社長	株式会社UMM 代表取締役社長 株式会社MEトレーディング 取締役
加 茂 知 之	専務取締役	株式会社ME モバイル 代表取締役社長
今 村 健 一	常務取締役	株式会社ME モバイル 取締役 株式会社UMM 取締役 MARKETENTERPRISE VIETNAM CO., LTD. General Director
寺 田 航 平	取締役	寺田倉庫株式会社 代表取締役社長 株式会社コウエル 代表取締役会長 株式会社堀木エリ子アンドアソシエイツ 社外取締役 GO株式会社 社外取締役（監査等委員） (公社)経済同友会副代表幹事 (一財)アジア・カルチュラル・カウンスル日本財団代表理事
原 田 典 子	取締役	A I C R O S S 株式会社 代表取締役 AIX Tech Ventures株式会社 取締役 株式会社インテージホールディングス 社外取締役 株式会社ロウプ 取締役
山 崎 眞 樹	常勤監査役	株式会社ME モバイル 監査役 株式会社MEトレーディング 監査役 株式会社UMM 監査役
伊 藤 英 佑	監査役	伊藤会計事務所 代表 公認会計士 八面六臂株式会社 社外監査役 株式会社ライブレボリューション 社外監査役 株式会社アピリッツ 社外監査役 株式会社モバイルファクトリー 社外取締役（監査等委員）

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
大 井 哲 也	監査役	T M I 総合法律事務所 パートナー 弁護士 T M I プライバシー＆セキュリティコンサルティング株式会社 代表取締役社長 株式会社ジンズホールディングス 社外取締役（監査等委員） テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社イメージ・マジック 社外取締役（監査等委員）
野 田 優 子	監査役	野田総合会計事務所 代表 公認会計士 野田総合M&Aコンサルティング 代表取締役 大友ロジスティクスサービス株式会社 社外取締役 株式会社魚金 社外取締役 株式会社ノンストレス 社外監査役 株式会社交換できるくん 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 寺田 航平氏および原田 典子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 監査役 伊藤 英佑氏、野田 優子氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 寺田 航平氏、原田 典子氏および監査役全員を、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名及び社外監査役4名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、会社訴訟、株主代表訴訟等による被保険者が負担することとなった損害賠償金等が填補されることとなります。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意または重過失に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを審議・確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等の総額は、2015年4月17日開催の株主総会の決議（決議当時の取締役の員数は5名）により、年額250百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬等の総額は同株主総会の決議（決議当時の監査役の員数は3名）により、年額50百万円以内と承認されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社におきましては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長である小林泰士が個人別の報酬額を決定しております。

委任した理由は、報酬算定の根拠となる各取締役の職務内容と管掌領域・部門の貢献度については、代表取締役社長が当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、総合的・合理的に評価できると判断したためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	91 (13)	91 (13)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20 (20)	20 (20)	－ (－)	－ (－)	4 (4)

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	地 位	重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
寺 田 航 平	取 締 役	同氏は、寺田倉庫株式会社代表取締役社長、株式会社コウエル代表取締役会長、株式会社堀木エリ子アンドアソシエイツ社外取締役、GO株式会社社外取締役（監査等委員）、(公社)経済同友会副代表幹事、(一財)アジア・カルチュラル・カウンシル日本財団代表理事であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。
原 田 典 子	取 締 役	同氏は、A I C R O S S 株式会社代表取締役、AIX Tech Ventures株式会社取締役、株式会社インテージホールディングス社外取締役、株式会社ロウブ取締役であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。
山 崎 眞 樹	常勤監査役	同氏は、株式会社MEモバイル監査役、株式会社MEトレーディング監査役、株式会社UMM監査役であります。当該法人は当社の連結子会社であります。
伊 藤 英 佑	監 査 役	同氏は伊藤会計事務所代表、八面六臂株式会社社外監査役、株式会社ライブボリューション社外監査役、株式会社アピリッツ社外監査役、株式会社モバイルファクトリー社外取締役（監査等委員）であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。
大 井 哲 也	監 査 役	同氏は、T M I 総合法律事務所にパートナー弁護士として所属しており、またT M I プライバシー＆セキュリティコンサルティング株式会社代表取締役社長、株式会社ジンズホールディングス社外取締役（監査等委員）、テックファームホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社イメージ・マジック社外取締役（監査等委員）であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。
野 田 優 子	監 査 役	同氏は、野田総合会計事務所代表、野田総合M&Aコンサルティング代表取締役、大友ロジスティクスサービス株式会社社外取締役、株式会社魚金社外取締役、株式会社ノンストレス社外監査役、株式会社交換できるくん社外取締役（監査等委員）であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
寺 田 航 平	当事業年度開催の取締役会13回全てにおいて出席しております。 同氏は元上場企業の創業者かつ当該企業の代表取締役として、また、複数の企業における社外取締役として培われた企業経営に関する豊富な経験・知見を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されております。 当該役割期待に対し、同氏は、取締役会における意思決定事項や報告事項に関して、大局的・客観的な見地から助言や提案を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
原 田 典 子	当事業年度開催の取締役会13回中、12回において出席しております。 同氏は、現・東証グロース市場に上場するIT企業の代表取締役として、また、他企業の社外取締役として培われた企業経営に関する豊富な経験・知見を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されております。 当該役割期待に対し、同氏は、取締役会における意思決定事項や報告事項に関して、大局的・客観的な見地から助言や提案を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

・社外監査役

氏 名	出席状況及び主な活動状況
山 崎 眞 樹	当事業年度開催の取締役会13回・監査役会15回全てにおいて出席しております。 当該会議体において、同氏は大手企業の監査役として培った企業統治に関する豊富な経験・知見に基づき、経営管理体制全般について適宜意見を表明すると共に、当社グループ全拠点・全部署の往査及び取締役・従業員との積極的な意見交換を実施し、多岐にわたる提言を行っております。
伊 藤 英 佑	当事業年度開催の取締役会13回・監査役会15回全てにおいて出席しております。 当該会議体において、同氏は公認会計士として、また、複数の企業における社外役員として培った豊富な経験・知見に基づき、財務会計・内部統制の観点から、経営管理体制についての提言を行っております。
大 井 哲 也	当事業年度開催の取締役会13回・監査役会15回全てにおいて出席しております。 当該会議体において、同氏は弁護士として、また、複数の企業における社外役員として培った豊富な経験・知見に基づき、法律的な観点から、経営管理体制についての提言を行っております。

氏 名	出席状況及び主な活動状況
野 田 優 子	当事業年度開催の取締役会13回・監査役会15回全てにおいて出席しております。 当該会議体において、同氏は公認会計士として、また、複数の企業における社外役員として培った豊富な経験・知見に基づき、財務会計・内部統制の観点から、経営管理体制についての提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58,400千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58,400千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の方針、内容、見積もりの算出根拠及び職務遂行状況並びに、前年度の監査時間、報酬額等を確認し、当該内容について社内関係部署から報告を受ける等妥当性を検証した結果、監査予定時間及び報酬は妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬額について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決議し、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任した旨及びその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づき、内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、当該方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めることとしております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び従業員が遵守すべき規範である行動指針「ME 10 Core Values」を周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
- ・コンプライアンス体制の構築・維持は管理部門を統括する役員をコンプライアンス担当として任命し、当社グループの最優先経営課題の一つとして積極的に取り組む。
- ・事業部門による自律的管理、管理部門による牽制、内部監査部門による検証という3つのディフェンスラインを構築・運用し、当社グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理体制の強化を図る。
- ・取締役会規程をはじめとする社内規程、業務処理基準を制定、必要に応じて機動的に改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ・法令、定款、その他諸規程に違反する事実の未然防止、早期発見及び是正を目的に、内部通報制度の周知徹底と利用の促進を図る。
- ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査人を任命し、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施する。また、内部監査人は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。
- ・AI及びデータの利活用にあたり、法令遵守、倫理性、透明性及び安全性を確保するための管理体制を整備し、適切に運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び文書管理規程に基づき、所定の年数を保管・管理する。
- ・管理担当部門は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門におけるそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理担当者が全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ・リスクコンプライアンス委員会の運営及び、内部監査室によるリスク管理体制運用状況の

モニタリングにより、定常的なリスク管理を行い、是正・改善の必要があるときには、当該機関が随時見直しを提案する。

- ・ B C P（事業継続計画）を定め、必要に応じて改定することにより、当社の経営に重大な影響を与える危機が発生した場合には、危機対策本部を速やかに設置し、損失を最小限に抑えると共に早期の復旧に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的な意思決定を行うため、必要に応じて臨時の取締役会を開催するものとし、適時適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・ 取締役会は、外部機関による客観的な評価の実施や取締役相互の評価などに基づき、取締役会が実効的に機能し、その役割を適切に果たしているかについて、分析と評価を行う。取締役会は、当該評価結果を踏まえ、必要に応じて運営等の改善に努める。
 - ・ 職務執行に関する権限及び責任は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
 - ・ 業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき定性的・定量的な目標を明確化し、更に各部門の業績への責任を明確化すると共に、業務効率の向上を図る。
 - ・ 意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性、客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制の各内容
 - ・ 当社の取締役及び監査役、管理本部は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
 - ・ 当社の役職員が主要な子会社の取締役及び監査役を兼務し、子会社の取締役会もしくは経営会議を原則として月1回開催することで、子会社においても適時適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・ 子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とするとともに、重要な意思決定については当社承認事項とする。
 - ・ 子会社に関しても当社管理本部を中心に業務プロセスの見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底を実施する。
 - ・ 当社の内部監査人が、子会社に対して業務監査を実施し、必要があれば、法令及び定款に適合するように改善指導等を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。

- ・ 監査役の補助をすべき使用人について、取締役からの独立性確保のため、その任命、異動等に係る事項は、監査役の事前同意を得るものとする。
- ・ 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委託されたものとし、取締役の指示命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
 - ・ 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
 - ・ 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは直ちに監査役に報告する。
 - ・ 取締役は、監査役に対して、適時適切に経営管理状況を報告する。
 - ・ 監査役への報告を行った者が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けないことを明確にするとともに、その旨を取締役及び使用人に周知する。
 - ・ 監査役は、監査役への報告を行った者に対しての人事考課等に関して、取締役にその理由の説明を求めることができる。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役及び従業員は、監査役会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力する。
 - ・ 取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、随時意見交換及び監査状況を確認できる体制・環境を構築する。
 - ・ 監査役は、事業や業績、管理体制等企業運営に関する事項について、取締役及び従業員と情報交換を行い、又、監査役の判断において必要とされる事項に応じていつでも直接報告を求めることができる。
 - ・ 監査役が職務の執行について生ずる費用について、予算計上を求めた場合には、それに応じた予算を計上する。また、当初設定の監査計画以外にも緊急または追加で監査等の職務を執行する必要性が生じた場合は当該職務の執行について生ずる費用について、速やかに支払等の処理を行う。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制を有効に機能させるべく、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
 - ・ 経理に関する社内規程を整備するとともに、最高財務責任者（CFO）を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

- ・最高財務責任者は、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを主管し、重要な勘定科目と財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を監査法人と協議の上決定する。また、当該業務におけるリスク評価プロセスの設計及び運用を統括する。
- ⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその取組状況
 - ・反社会的勢力の排除を実践するため、反社会的勢力排除規程を制定し、その中でいかなる要求に対しても組織として毅然とした態度で対応することを徹底し、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。
 - ・上記の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、定期的にその内容の周知徹底を図る。
 - ・警察、顧問弁護士及び特暴連等の外部の専門機関からの情報収集を行い、社内で情報を共有し、更に、外部調査機関における情報収集により、新規取引先の事前チェックを行うと共に、取引先とは反社会的勢力であることが判明した場合には契約解除する旨の条項を入れた覚書を別途交わす。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。取締役会は社外取締役2名を含む5名の取締役で構成されており、監査役会は1名の常勤監査役と3名の非常勤監査役で構成しております。なお、監査役全員は社外監査役であります。

毎月開催される取締役会において、各業務を管掌する取締役から業務の執行状況が報告されており、社外取締役が独立した立場から当社の経営への監督、関与ができる状況を構築するとともに、監査役が独立した立場から当社の経営に関する監視ができる体制を整備しております。

常勤監査役は、当社取締役会のほか社内の重要会議への出席、事業拠点への往査、社内文書の査閲、業務執行状況に関する取締役や従業員への聴取等を通じ、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

また、監査役及び会計監査人と連携を図りながら内部監査人による内部監査を実施するとともに、内部統制管轄部門が使用人に対するコンプライアンス研修を実施し、職務執行の適正性並びに各種法令への適合性を確保しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,779,753	流 動 負 債	4,139,419
現 金 及 び 預 金	1,477,381	買 掛 金	949,216
売 掛 金	2,471,354	短 期 借 入 金	1,987,502
商 品	618,085	未 払 金	373,586
貯 蔵 品	17,509	未 払 費 用	493,675
貸 倒 引 当 金	△116,448	リ ー ス 債 務	25,433
そ の 他	311,871	未 払 法 人 税 等	85,464
		そ の 他 引 当 金	74,775
		そ の 他	149,766
固 定 資 産	1,101,735	固 定 負 債	23,201
有 形 固 定 資 産	283,466	リ ー ス 債 務	23,069
建 物	136,456	そ の 他	131
構 築 物	27,428		
車 両 運 搬 具	24,458	負 債 合 計	4,162,621
工 具、器 具 及 び 備 品	10,612	(純 資 産 の 部)	
土 地	84,510	株 主 資 本	1,286,787
無 形 固 定 資 産	73,696	資 本 金	337,428
ソ フ ト ウ ェ ア	23,582	資 本 剰 余 金	316,050
の れ ん	50,114	利 益 剰 余 金	634,028
投 資 そ の 他 の 資 産	744,572	自 己 株 式	△719
投 資 有 価 証 券	1,147	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	14,684
敷 金 及 び 保 証 金	724,673	為 替 換 算 調 整 勘 定	14,684
そ の 他	18,752	新 株 予 約 権	810
		非 支 配 株 主 持 分	416,584
資 産 合 計	5,881,489	純 資 産 合 計	1,718,867
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,881,489

連結損益計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,230,401
売上原価	18,148,323
売上総利益	8,082,078
販売費及び一般管理費	8,009,514
営業利益	72,564
営業外収益	
受取利息	5,212
為替差益	4,915
助成金収入	7,200
自販機収入	222
受取手数料	3,853
受取出向料	3,000
その他	3,135
営業外費用	
支払利息	35,779
支払手数料	22,540
その他	6,748
経常利益	65,068
特別損失	35,035
固定資産除却損	3,734
税金等調整前当期純利益	3,734
法人税、住民税及び事業税	81,292
法人税等調整額	161,959
当期純損失 (△)	243,251
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△211,950
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△135,479
	△76,471

連結株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	336,548	317,688	703,281	△636	1,356,881
当 期 変 動 額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△2,518	2,518	—	—
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	880	880	—	—	1,760
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失	—	—	△76,471	—	△76,471
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△83	△83
そ の 他	—	—	4,700	—	4,700
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	880	△1,637	△69,252	△83	△70,093
当 期 末 残 高	337,428	316,050	634,028	△719	1,286,787

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	3,910	3,910	829	552,063	1,913,684
当 期 変 動 額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	—	—	—	—	1,760
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失	—	—	—	—	△76,471
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△83
そ の 他	—	—	—	—	4,700
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,773	10,773	△18	△135,479	△124,723
当 期 変 動 額 合 計	10,773	10,773	△18	△135,479	△194,817
当 期 末 残 高	14,684	14,684	810	416,584	1,718,867

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称

株式会社ME モバイル

株式会社ME トレーディング

株式会社UMM

MARKETENTERPRISE VIETNAM CO.,LTD.

(2) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

構築物 10～30年

工具、器具及び備品 3～20年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

(車両運搬具) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を算定しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

a. ネット型リユース事業

主にインターネット上で一般顧客にリユース商品等の販売を行っております。リユース商品等の販売については、顧客に商品を供給することを履行義務としており、出荷時から当該商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

b. モバイル通信事業

主にインターネット上でモバイル端末の販売、通信サービスの提供を行っております。

モバイル端末の販売については、顧客に商品を供給することを履行義務としており、出荷時から当該商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

通信サービスの提供については、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであることから、契約に基づく役務の提供が完了した時点、またはサービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

2. 表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「受取利息」（前連結会計年度2,175千円）、「助成金収入」（前連結会計年度7,200千円）、「受取手数料」（前連結会計年度1,245千円）、受取 outward 料（前連結会計年度250千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

（1）固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 283,466千円

無形固定資産 73,696千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、各事業拠点が所有する固定資産について、他の資産又は資産のグループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っております。

期末日ごとに減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合には、資産のグループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローは、次年度以降の事業計画を基礎としております。また、当該事業計画には、将来の需要動向や売上予測等の見積りが含まれており、これらの見積りには、今後の施策によりネット型リユース事業における買取数量が拡大する等の仮定に基づく収益が含まれております。これらの仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) のれんの減損の兆候に関する判断

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 50,114千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは過去の企業結合による事業等の取得の結果として発生しており、仮に取得した事業が想定どおりの収益をもたらさず事業価値の著しい減価がある場合には、減損損失が計上される可能性があります。

当連結会計年度において、当該事業の取得当初の事業計画と当期実績値とに著しい乖離が無く、取得当初の事業計画の将来部分についても大幅な修正が必要でないことを確認し、減損の兆候はないと判断しております。

取得当初の事業計画は経済環境、市場における競合状況等を織込んだ収益計画など不確実性が内在しており、将来の経済状況の著しい変動等により、業績が大幅に悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

281,793千円

(2) 「流動負債」のその他のうち、契約負債の金額は、「7. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

(3) 財務制限条項

当社グループは、運転資金の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表及び連結損益計算書等により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

また、この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額	1,850,000千円
借入実行残高	1,500,000千円
借入未実行残高	350,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,354,900株
------	------------

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	215,100株
------	----------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、仕入拠点の拡大による設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に仕入拠点等の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用の全ては、1年以内に支払期日が到来するものであります。借入金及びファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性資金を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	724,673	651,149	△73,523
資産計	724,673	651,149	△73,523
リース債務（注3）	48,503	47,619	△883
負債計	48,503	47,619	△883

（注1） 「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	1,147

（注3） 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	651,149	—	651,149
資産計	—	651,149	—	651,149
リース債務 (1年内返済予定を含む)	—	47,619	—	47,619
負債計	—	47,619	—	47,619

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

時価については、将来返還されない保証金を控除した金額を国債の利回りの利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、一定の期間に区分した債務ごとに、債務額を返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	ネット型 リユース 事業	モバイル 通信事業	計		
総合リユース	10,654,356	－	10,654,356	－	10,654,356
マシナリー(農機具・建機)	2,392,258	－	2,392,258	－	2,392,258
成果報酬型広告収入	136,410	76,839	213,249	94,178	307,427
通信サービス収入	－	12,876,358	12,876,358	－	12,876,358
顧客との契約から生じる収益	13,183,025	12,953,198	26,136,223	94,178	26,230,401
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	13,183,025	12,953,198	26,136,223	94,178	26,230,401

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (2)会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社グループの取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,494,474
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,471,354
契約負債（期首残高）	64,772
契約負債（期末残高）	68,087

契約負債は、顧客から履行義務を充足する前に受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、64,772千円であります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格については、当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 243円07銭

1株当たり当期純損失 14円28銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,847,405	流 動 負 債	3,003,592
現 金 及 び 預 金	1,310,194	買 掛 金	25,955
売 掛 金	532,327	短 期 借 入 金	1,987,502
商 品	558,023	未 払 金	356,277
貯 蔵 品	17,509	未 払 費 用	303,723
前 渡 金	340	未 払 法 人 税 等	84,820
前 払 費 用	116,014	未 払 消 費 税 等	61,928
未 収 入 金	150,418	そ の 他 引 当 金	74,775
そ の 他	162,576	リ ー ス 債 務	25,433
固 定 資 産	699,449	契 約 負 債	67,716
有 形 固 定 資 産	283,466	預 り 金	15,460
建 物	136,456	固 定 負 債	23,201
構 築 物	27,428	リ ー ス 債 務	23,069
車 両 運 搬 具	24,458	そ の 他	131
工 具、器 具 及 び 備 品	10,612		
土 地	84,510	負 債 合 計	3,026,794
無 形 固 定 資 産	73,696	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	23,582	株 主 資 本	519,250
の れ ん	50,114	資 本 金	337,428
投資その他の資産	342,286	資 本 剰 余 金	317,068
投 資 有 価 証 券	1,147	資 本 準 備 金	317,068
関 係 会 社 株 式	79,901	利 益 剰 余 金	△134,526
出 資 金	20	利 益 準 備 金	1,600
長 期 貸 付 金	20,333	そ の 他 利 益 剰 余 金	△136,126
長 期 前 払 費 用	122	繰 越 利 益 剰 余 金	△136,126
敷 金 及 び 保 証 金	222,698	自 己 株 式	△719
そ の 他	18,063	新 株 予 約 権	810
		純 資 産 合 計	520,061
資 産 合 計	3,546,855	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,546,855

損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,272,004
売 上 原 価		7,684,992
売 上 総 利 益		5,587,012
販売費及び一般管理費		5,407,006
営 業 利 益		180,006
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,672	
受 取 配 当 金	25,334	
為 替 差 益	349	
業 務 受 託 料	219,263	
助 成 金 収 入	7,200	
受 取 出 向 料	3,000	
そ の 他	3,576	261,395
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35,779	
支 払 手 数 料	22,540	
そ の 他	6,746	65,066
経 常 利 益		376,336
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,734	3,734
税 引 前 当 期 純 利 益		372,601
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	78,685	
法 人 税 等 調 整 額	131,045	209,731
当 期 純 利 益		162,870

株主資本等変動計算書

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	336,548	316,188	1,600	△303,697	△302,097	△636	350,002
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	880	880	－	－	－	－	1,760
そ の 他	－	－	－	4,700	4,700	－	4,700
当 期 純 利 益	－	－	－	162,870	162,870	－	162,870
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△83	△83
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	880	880	－	167,570	167,570	△83	169,248
当 期 末 残 高	337,428	317,068	1,600	△136,126	△134,526	△719	519,250

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	829	350,831
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	－	1,760
そ の 他	－	4,700
当 期 純 利 益	－	162,870
自己株式の取得	－	△83
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△18	△18
当 期 変 動 額 合 計	△18	169,229
当 期 末 残 高	810	520,061

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない……………移動平均法による原価法
株式等

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法によっております。

（リース資産を除く） ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

構築物 10～30年

工具、器具及び備品 3～20年

無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長 期 前 払 費 用……………定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を算定しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ネット型リユース事業

主にインターネット上で一般顧客にリユース商品等の販売を行っております。リユース商品等の販売については、顧客に商品を提供することを履行義務としており、出荷時から当該商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「受取利息」(前事業年度1,018千円)、受取出向料(250千円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 283,466千円

無形固定資産 73,696千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

(2) のれんの減損の兆候に関する判断

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 50,114千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

247,338千円

(2) 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権 283,113千円

長期金銭債権 20,333千円

短期金銭債務 24,185千円

(3) 財務制限条項

当社は運転資金の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表及び連結損益計算書等により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

また、この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額 1,850,000千円

借入実行残高 1,500,000千円

借入未実行残高 350,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 343千円

その他の営業
費用 486,260千円

営業取引以外の取引による取引高 245,314千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の数

普通株式 495株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,721千円
未払事業所税	3,075千円
棚卸資産評価損	6,340千円
投資有価証券評価損	21,716千円
関係会社株式評価損	15,537千円
未払賞与	23,788千円
減損損失	34,247千円
繰越欠損金	133,444千円
その他	26,770千円
繰延税金資産小計	272,641千円
評価性引当額	△272,641千円
繰延税金資産合計	一千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関係会社等

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	(株)MEモバイル	所有 直接65%	役員の兼任 サービスの提供 管理業務引受	管理業務の受託(注) 2	222,840	未収入金	28,127
				広告運用代行(注) 2	210,263	未収入金	14,313
				資金の貸付(注)1	150,000	短期貸付金	150,000
				広告費の立替	—	未収入金	71,423

(注) 1. 資金の貸付については市場金利を勘案して決定しております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表に記載すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	96円98銭
1 株当たり当期純利益	30円42銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月26日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	栗栖 孝彰
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	新保 哲郎
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マーケットエンタープライズの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーケットエンタープライズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月26日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	栗栖 孝彰
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	新保 哲郎
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マーケットエンタープライズの2025年7月1日から2026年6月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査の方針及び監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席すると共に、代表取締役と定期的に意見交換を行ったほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な文書を閲覧し、本社及び全ての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
国内子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会その他重要な会議に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該子会社の事業所に赴き、業務、財産の状況を調査いたしました。海外子会社については、海外子会社の取締役及び使用人から必要に応じて事業の報告を受け、経営管理の状況を把握しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
また、内部監査室と定期的に会議を開催し、内部監査の実施状況及び内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月3日

株式会社マーケットエンタープライズ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	山	崎	眞	樹	㊞
社外監査役	伊	藤	英	佑	㊞
社外監査役	大	井	哲	也	㊞
社外監査役	野	田	優	子	㊞

以 上

株主優待のご案内



株主優待について

■対象となる株主様

毎年6月末、12月末日現在の当社株主名簿に記載または記録された500株以上の株式を保有されかつ1年以上継続保有の両条件を満たされている株主様。

※「500株以上・1年以上継続保有」とは、毎年12月31日および6月30日の株主名簿において、同一の株主番号で500株以上を3回連続で記録または記載されていることを指します。

■優待内容

以下のデジタルギフトのなかからお選びいただいた任意の種類につき、6月基準日・12月基準日の年2回、それぞれ25,000円分を進呈いたします。

Amazonギフトカード/ QUOカードpay/ PayPayマネーライト/ dポイント/ au PAY ギフトカード/ Visa e ギフト vanilla/ 図書カード NEXT/ Uber Taxi ギフトカード/ Uber Eats ギフトカード/ Google Play ギフトコード/ プレイステーション®ストア チケット/ DMMプリペイドカード/ すかいらーくご優待券/ 選べるおいしいお肉カード/ ブックライブ デジタルプリペイドカード/ 選べるお取り寄せスイーツカード/ 選べるお取り寄せグルメカード/ Huluチケット/ 選べるブランド肉カード/ オイシックスギフトコード/ Robloxギフトカード/ えらべるおむつギフト/ U-NEXTギフトコード（ポイント）/ U-NEXTギフトコード（30days）/ ビットコイン by bitFlyer/ ビットコイン by CoinTrade/ ビットコインキャッシュ by CoinTrade/ リップル by CoinTrade/ イーサリアム by CoinTrade/ ライトコイン by CoinTrade

※お選びいただくデジタルギフトについては、交換可能単位の合計が25,000円分になるまで、任意の種類、任意の回数交換いただけます。

■発送時期

- (1)6月基準日：毎年9月上旬に発送する「定時株主総会招集ご通知」に同封することを予定しております。
- (2)12月基準日：後日詳細決定次第、ご案内いたします。

株主優待制度についてのお問い合わせ先

IR専用お問い合わせフォームよりお問い合わせください。

<https://www.marketenterprise.co.jp/ir/support/contact.html>



株主総会会場ご案内図



京橋トラストタワー 4F トラストシティ カンファレンス・京橋
東京都中央区京橋二丁目1番3号



交通アクセス

J R 東京駅	八重洲南口	より徒歩 4 分
東京メトロ銀座線京橋駅	7番出口	より徒歩 1 分
東京メトロ銀座線・東西線／都営浅草線日本橋駅	B3出口	より徒歩 5 分

東京メトロ有楽町線銀座一丁目駅	7番出口	より徒歩 5 分
都営浅草線宝町駅	A5出口	より徒歩 4 分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。